

指定訪問看護（介護予防）「訪問看護ステーションエール」運営規程

（運営規定設置の趣旨）

第1条 株式会社エール（以下「当法人」という。）が開設する訪問看護ステーションエールの指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、この規定において人員、設備及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 当事業所は、利用者が要介護（要支援）状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所の看護師等は要介護者（要支援者）等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう支援する。

2 事業の実施あたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーションエール
- 2 所在地 青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘6丁目50-2010

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 当事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名（常勤職員、看護師兼務）

管理者は事業所の従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込に係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 看護職員 常勤換算2.5名以上（内1名は管理者兼務）

看護師等（准看護師は除く）は訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し利用者又はその家族に説明する。
看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間）

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から土曜日までとする。
- 2 休業日は日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）、お盆（8月13日から8月15日）とする。
- 3 営業時間は、午前8時15分から午後5時00分とする。
- 4 電話等により、24時間常時連絡及び相談が可能な体制とする。

（指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の内容）

第7条 当事業所が行う指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- ① 病状や障害の観察及び健康状態の確認
- ② 清拭及び洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等の日常生活における世話
- ④ 褥瘡の予防及び処置
- ⑤ 簡単な運動等のリハビリテーション
- ⑥ カテーテル等の医療器具の管理
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導及び相談援助
- ⑧ その他医師の指示による医療処置
- ⑨ 緊急時訪問看護体制
- ⑩ 特別管理体制
- ⑪ ターミナルケア体制

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。（一定以上の所得のある方は2割または3割の額とする）

- 2 利用料その他の費用の額の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 当事業所が通常の事業を行う実施地域は、上北郡おいらせ町、上北郡六戸町、上北郡東北町、三戸郡五戸町、三沢市、八戸市の地域とする。

（緊急時における対応方法）

第10条 当事業所の従業者は、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供実施中に利用者の病

状の急変及びその他の緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置及び医療機関への搬送等の必要な措置を講じ、利用者が住民登録する市町村、利用者の家族及び担当の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行う。
- 1 事故の状況及び事故に際してとった措置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講ずる。
 - 2 利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。このため、当事業所はあらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。ただし、当事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施すること。
 - 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 13 条 当事業所は、原則として月毎に従業者の日々の勤務時間及び職務の内容等を明確にした勤務体制を定める。
- 1 当事業所は、運営規定の概要、従業者の勤務体制及びその他利用者の指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に資すると認められる重要事項を掲示する。
 - 2 当事業所は、従業者の資質向上のため、採用時における研修及び継続研修として最低年 1 回の研修の機会を設ける。
 - 3 当事業所は、従業者に対して年 1 回の定期健康診断を行う。
 - 4 当事業所は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付の窓口として担当者を設置する等の必要な措置を講ずる。
 - 5 当事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、当事業所はあらかじめその事項に従業者との雇用契約に盛り込むものとする。
 - 6 当事業所は、利用者の指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に関する必要な記録を整備するとともに完結の日から 5 年間保存する。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合には、当事業所は、原則としてこれに応じる。ただし、その家族からの請求に

については本人の同意が得られない場合はこれに応じないことができる。

(事業継続計画)

第14条 事業継続計画（BCP）の策定等にあたり、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して当事業所のサービスの提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練等を実施するものとする。

(その他)

第15条 この規定に定める事項のほか、当事業所の運営に関する重要事項は、当法人と管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、令和7年4月12日から施行する。